銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第3項に基づくクロスボウ講習会の講習修了 証明書の書換え又は再交付に係る審査基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

	(以上部分は、下豚部分である。)
ΙΕ	新
(新設)	審査基準
	<u>令和●年●月●日作成</u>
	法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法
	根 拠 条 項:第5条の3の2第3項
	処分の概要:クロスボウ講習会の講習修了 証明書の書換え又は再交付
	原権者(委任先):福岡県公安委員会
	法 令 の 定 め:
	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第3項
	及び申請の手続)、第22条(講習修了証明書の
	書換え又は再交付の申請)
	<u>審 査 基 準:</u>
	標 準 処 理 期 間:3日(書換えにあっては1日)
	申 請 先:住所地を管轄する警察署生活
	安全 (生活安全刑事) 課
	問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署生
	活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安
	課 092-641-4141、内 3177
	備 考: